

平成25年度当初予算 予算要求シート

整理番号	11 - 044	マスタープラン 3つの挑戦	-	マスタープラン 施策番号	1 - 2	局・課名	健康福祉局・高齢施策推進課
区分	その他一般施策						(単位 千円)

事業名	高齢者住宅改修費助成		平成23年度決算額	平成24年度予算額	平成25年度要求額
関連事業		事業費	47,922	50,857	39,084
		事業期間	H ～ H	全体事業費	
事業目的	今年度要求のポイント 自立者（介護認定を受けていない者で、慢性疾患等何らかの障害を有しているもの）向けの住宅改修助成（申請の上限額20万円）を廃止する。 自立者対象の高齢者住宅改修は介護保険と同内容を認めており、介護保険の住宅改修制度があるため、住宅改修が必要な場合は要介護（支援）認定を受けたうえで、助成を受けることができる。				
事業内容	○住宅改修助成 「要介護者」、「要支援者かつ身体障害者手帳【(7) 1～2級、(イ) 下肢機能障害3級、(ウ) 体幹機能障害3級、(エ) 脳原性移動障害3級】のいずれかを所持している方」に対しては、介護保険対象外の工事に対して助成（申請の上限額30万円）。 対象工事の例：階段昇降機の設置、水栓金具の取替え ※所得に応じて助成率が異なり、生活保護世帯10/10、市民税非課税世帯2/3、本人のみ市民税非課税世帯1/2、その他の世帯1/3、の割合となる。 ○適正給付委託 建築士が住宅改修後の高齢者宅を訪問し、住宅改修が適正に実施されているかを確認する。	主な要求内容		（単位：千円）	
		項目	24年度予算	25年度要求額	内容・積算等
		住宅改修助成	50,607	38,836	住宅改修助成
		適正給付委託	250	248	改修後の検査委託料
			合計	50,857	39,084
スケジュール（経過及び今後展開）				その他 特記事項	
【経過（～24年度）】 対象者の見直しを実施		【25年度】 対象者の見直しを実施		【今後（26年度～）】 事業の継続実施	